土地区画整理法第76条許可申請から受領まで

申請用紙入手

住宅都市局市街地整備部市街地整備課
（西庁舎４階）

または

ダウンロード
（名古屋市公式ウェブサイト）

※７６条許可申請書（１号様式・２号様式）

※別途、施行者へ提出する書類もありますので、
各施行者へご確認ください。

７６条　サイト内検索

↓

関係図面の用意

1　附近見取図
2　仮換地ブロック図
3　配置図

※ 工作物・土地の形質の変更（切土・盛土）
がある場合は断面図

※附近見取図と仮換地ブロック図は組合事務所または
組合の事業を受託しているコンサルタントもしくは
各担当整備事務所で入手してください。

※１号様式・２号様式のそれぞれに、左記の図面を
添付してください。

↓

事業施行者等へ提出

1号様式･2号様式は、施行者の意見（事業への
支障の有無確認）を聞くための提出であるため、
日付は未記入でお願いします。

※公共団体の場合
→各担当整備事務所に書類を提出してください。

※組合施行の場合
→組合事務所または組合の事業を受託している
コンサルタントに書類を提出してください。

↓ （許可申請書返却まで
約１週間）

許可申請書受領

※許可申請書（第１号様式）の末尾に施行者の
意見書を添付してもらってください。

↓

許可申請書を提出（申請）

住宅都市局市街地整備部市街地整備課
（西庁舎４階）

審　　査
→ 許　可
→ 不 許 可

（審査期間　約１週間）

↓

許可証受領

照合
（照合印）

審査機関により、照合印
を必要としない場合があ
りますので、提出先の審
査機関にご確認ください。

建築確認申請書（正本）

↓

建築確認申請書を提出

住宅都市局建築指導部建築審査課
（西庁舎２階）

または

指定確認検査機関